

子ども議会実施における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(令和3年4月20日)

公益社団法人東京青年会議所

本ガイドラインは、子ども議会を開催する際のガイドラインで、新型コロナウイルス感染防止等の留意点を示すものです。

1) 会場

- ① 密集対策として参加者が、最低1mの間隔を保つ。
- ② 周囲の人と十分な間隔を保つ。
- ③ 感染防止に関する注意事項を適切な場所に掲示し、周知を図る。
- ④ 適切な場所に、アルコール消毒場所を設置する。
- ⑤ 複数の参加者が触れると考えられる場所や物（トイレ、利用施設、備品等を含む。）の消毒、換気を定期的に実施する計画を作成する。

【健康管理】

- 1) 主催者は、参加者に対し、当日の体温の他、実施2週間前における以下の事項の有無について情報提出を求める。
 - ・平熱を超える発熱（概ね37.5度以上）
 - ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・嗅覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる事、疲れやすい事等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性と判定された者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいること
 - ・過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触があること
- 2) 主催者は、参加者のうち当日の体温が平熱を超える者や、1)の各事項について該当する者に対し、参加の見合わせを求める。

【当日受付】

- 1) 窓口に手指消毒液を配備する。
- 2) 受付スタッフはマスクを着用し、筆記具はアルコール消毒したものを使用する。
- 3) 健康確認を行う者が、【健康確認】1)の各事項について該当する体調不良者（発熱、咳、咽頭痛等）の入場を制限する。

【参加者の行動】

- 1) 常にマスクを着用し、こまめに手洗い（30秒以上）、手指消毒を行う。また、真正面での会話は避ける。

- 2) 会場では、常に密集、密接、密閉を避けるように心掛ける。
- 3) 開催後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに報告する。

【主催者の対応】

- 1) 主催者は、会場内の「感染防止策」の徹底に努める。
- 2) 事前に立案された消毒、換気等の計画に基づいて、本ガイドラインが定める留意事項が順守されているか、確認する。
- 3) 感染予防に反する行為を見かけた場合は口頭注意する。

【その他】

- 1) 飲食は指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにする。
- 2) トイレの使用については、使用後は 30 秒以上の手洗いをする。
- 3) 参加者等から収集した個人情報については、責任を持って管理し、4 週間後に廃棄する。
- 4) 本ガイドラインに記載のない事項については、会場のガイドラインに則り実施する。

以上